不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>条件付きの利用、利用の制限</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>まちづくり未来部みどりと公園課公園係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市都市公園条例第１４条第３項
３　管理者は、有料の公園施設の管理のため必要な範囲内で条件を付して利用させ、又は特に必要があると認めるときは、これを利用させないことができる。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>１　有料の公園施設の管理のため必要な範囲内の条件を例示すると、次のとおりである。
⑴　必要以上の音量を出さないこと。
⑵　放送設備を使用して競技に必要のない音楽等を流さないこと。
⑶　野球場利用後、次の利用者がいるのにベース廻り等の不陸整正等を行わない、時間いっぱいプレーする等のないよう施設利用規則を守ること。
２　「利用させない」場合を例示すると、次のとおりである。
⑴　芝生管理のために設けた利用禁止期間内の利用
⑵　降雨、除雪等により通常の利用ができない場合</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>